

5. 海外留学支援制度への提言

本報告書では、評価分析委員会が2か年にわたり実施した「海外留学支援制度」への評価分析の実施方法および分析結果について詳述してきた。

追加アンケート調査およびその分析、訪問調査で得られた知見に基づき、本制度への評価および効果を以下のように取りまとめることができる。

評価分析の結果に基づく海外留学支援制度への評価および効果

- 利用者（学生および学校）の満足度が高い。
- 本制度の効果としては、学生への海外体験の提供、語学力・学力・社会人基礎力にかかる幅広い能力の向上、大学の国際化等が挙げられる。
- 行政事業レビューのコメントで見直しの必要性が指摘された3カ月未満の短期留学対象事業については、3カ月以上の留学とは異なる意義を持っていることが認められた。とくに3カ月未満の事業実施により、調査事例に典型的に現れているように、より多くの大学・高等教育機関、様々な学部・大学院が参加する、多様な留学プログラムが学生に提供され、制度の裾野を大きく広げている。留学生交流やグローバル人材育成の更なる推進のためには、3カ月未満の留学とそれ以上の期間の留学、それぞれの長所を活かした制度として引き続き運営することが必要である。
- 成果検証のためには、報告書等、評価・分析（フォローアップ）に必要なデータ等を適切かつ確実に収集し、評価分析を継続していくことが望ましい。

以上のような評価結果や、本奨学金が重要なきっかけとなって実現する留学の教育効果に鑑みると、本制度はより効果的な方法で継続していくことが欠かせないと判断できる。

また、政府方針の日本再興戦略により、留学生30万人計画および海外留学の倍増を2020年までに実現させるという目標が掲げられていることから、その牽引策として、海外留学支援制度の存在意義は重要であると考えられる。

また、本調査の分析結果や学生・学校等からの意見に基づき、今後の本制度の運用に反映させることが有益と思われる点について、次の検討項目を挙げる。

- 留学プログラムの多様性の認識および採択プログラムの質向上のための方策の検討
- 多様な留学効果を挙げられる支給対象者の採用方法の検討
- よりよい効果測定を目的とした追跡調査および評価・分析（フォローアップ）の検討

これらの検討項目について、以下（１）～（３）に提言したい。

（１）留学プログラムの多様性の認識と、採択プログラムの質向上のための方策の検討

前頁「評価分析の結果に基づく海外留学支援制度への評価および効果」にも記載のとおり、本調査の実施により、留学プログラムの目的に応じて、各プログラム毎に効果的な企画・運営が行われていることが明らかになった。また、今後も留学プログラムによる教育効果および大学の国際化を最大限に促進するため、多様なプログラムが採択されるような工夫が求められる。

このための一方策として、海外留学支援制度では、募集要項に「プログラムの選考における審査の観点」（以下、「審査の観点」という。）を記載し、プログラムに係る計画・実施・報告について充足すべき条件を規定しており、これらの条件の改善を検討することが考えられる。

についてはこれらの観点について、以下の提言を行いたい。

①プログラムの性質や留学期間による審査基準の検討

現在、プログラム選考の条件については、審査の観点に定められているが、これは短期留学プログラム全体を対象としており、プログラムの性質および期間による違いについてあまり設けられていない。しかし、本調査で見てきたように、留学生交流にもさまざまな形態があり、従来の交換留学をベースにした１セメスター以上の期間を有する留学プログラムと、比較的短期間の海外体験を主な目的とする体験型のプログラムとでは、以下のような性質や実施の意義の違いが存在することが明らかである。

１セメスター以上のプログラム：長期間の海外留学を経験することにより、在学中に可能な限りの留学体験を学生に与えることが可能。教育的効果も高く、さらに長期の学位取得留学の動機づけにもなりうる

短期間の体験型プログラム：短期間であるためハードルが低いことから、より長期の留学への動機付けとしての意義が大きい。体験型プログラムとして質の高い内容を提供することが可能

これらの異なる効果をそれぞれ最大限に活かすため、プログラムの性質ごとにより質の高いプログラムが選ばれるような、審査の観点を設定することについて検討が望まれる。

②プログラムの形態区分の多様化

現在、本制度による支援プログラムは2つの募集形態（双方向協定型（留学期間を1 Semester以上とし学校間の学生交流協定に基づく双方向型留学プログラム）と短期研修・研究型（期間を問わない、学校間の協定または合意に基づく派遣・受入れプログラム）の2つのプログラム型）において募集されている。この分類は、前項に見る留学期間別の分類と比べると、前者が支援対象学生に与える教育効果の差を重視しているのに対し、後者は学校間における多彩な性格の留学生交流の実現を重視して設定されていると考えることができる。

双方向協定型プログラムは、双方向での留学生交流を継続的に実施することにより大学の国際化の効果が高く、研究交流等、他の面からの交流とも密接に結びついていることが多い。短期研修・研究型プログラムは、交流協定締結レベルまでの結びつきがないプログラムや留学期間を問わないプログラムでも、より自由に多くの学生の海外派遣または受入れを行うことを可能としている。

ただし、近年、全世界において、留学形態および留学プログラムの形態は一層の多様化を見せており、双方向交流すなわち従来の少人数による交換留学が長期間の留学であるとは限らず、また、一方向のみの留学がすべて短期間の体験型留学とも限らない。

1 Semester未満の短期間の双方向の研究交流などを協定に基づき行っているにもかかわらず、当制度の支援を受けるに当たっては、プログラム型の期間制限により、派遣・受入れ別々のプログラムとして短期研修・研究型に応募する必要があるが、このことにより、申請の手間がかかるほか、万一派遣または受入れの一方しか採択されなかった場合、双方向交流としてのプログラムの実施が不安定になり、質の高い超短期プログラムを安定的に運営することが困難となる。

特徴をもった多様なプログラムの発展を促すため、このような制限を緩和することなど、多様な形の双方向交流を後押しできるよう検討することが望ましい。

③申請書類の改善

プログラム申請時に提出する計画書において、プログラム内容の全体像を把握しやすい記載箇所がない一方、計画書の分量が膨大になっており、申請校や選考委員の負担となっている。全体像および審査のポイントが明確に示され、内容を把握しやすくなるような様式への改善を検討することが望ましい。

(2) 多様な留学効果を挙げられる支給対象者の採用方法の検討

追加アンケートの分析によると、派遣・受入れプログラムともに、留学期間に関わらず、

語学力・学力・社会人基礎力等の能力の向上において大きな効果が認められた。

これらの効果を更に促進することを目的に、以下について提言する。

①成績評価方法の検討

海外留学支援制度では、平成 26 年度の募集要項に「奨学金支給対象者の資格および要件」を記載し、派遣／受入れ学生として支援を受ける資格を有する者が備えるべき条件を、「在籍大学等における前年度の成績評価係数が 2.30 以上であること」としている。

しかし、国内外の各学校の成績評価の方法は多岐にわたり、機構が例示する方法のみでは成績の適正な算出が難しいケースが多く存在するのが現状である。

他方で、留学には、語学力や積極性など、成績だけで一元的に測れない総合的な能力を有していることが望ましい。これらについては、今後継続して分析を行いたい。

なお、この検討事項については、平成 27 年度からは取扱いを変更し、成績評価係数の規定を 2.30 以上に保ちつつ、短期研修・研究型のプログラム参加者に限り、別途推薦書を提出し審査を受けることにより成績評価係数が 2.00 以上の者も資格を満たすことができるようになった。

②家計基準及び支給月額の地区区分の検討

派遣留学については、行政事業レビューにおいて「経済的理由で参加が困難である学生等に支援対象を重点化する」などの見直しを指摘されたことを受け、平成 25 年度から支援対象者の要件として家計基準を設定し、これに当てはまる者を原則、支援の対象としている。

また、派遣留学にかかる経費については、研究内容・滞在期間等の条件のみならず、留学先国の物価や経済状況によって大きく左右されるが、現在用いられている奨学金支給月額の地区区分は、必ずしも最新の物価や経済状況を反映しているものではない。

多くの日本人学生に海外留学を体験させ、グローバルに活躍できる人材の育成に寄与することの必要性を鑑み、これらの基準等については今後引き続き内容を検討されることが望ましい。

(3) よりよい効果測定を目的とした追跡調査および評価・分析（フォローアップ）の検討

2 年間にわたる評価分析の実施により、本制度の成果検証における報告書、アンケート等の追跡調査および評価・分析（フォローアップ）の重要性が改めて明らかになった。引き続き、より効果的に本制度の成果検証を図るための評価・分析（フォローアップ）を継続し制度の改善に資するために、実施方法について以下のとおり検討することを提言したい。

①フォローアップおよび成果検証に関する審査の観点の検討

募集要項の審査の観点には「フォローアップ・成果検証の実施」が記載されており、

このうちソーシャル・ネットワーキング・サービス等（以下「SNS」という。）の計画・推進について言及している。SNS が実際に効果を発揮するためには、適切な方法で設置のうえ、長期にわたり適切な運営管理を行うことが必須である。しかし、他の多様な報告書の提出義務に加えて SNS の管理運営が求められることで、学校側の負担を強いる状況になっている。また、評価基準の設定も困難であり、窓口（アカウント）の設置のみで実際には学生の利用に任せ管理が放置されているような状態でも「(設置を) 達成した」との自己評価が行われることが懸念される。

SNS 活用の重要性は引き続き認識しつつも、適切な実施および評価が困難な観点であることが認められるため、審査の観点としての記載方法の改善が考えられる。様々な評価・分析（フォローアップ）策の一環として積極的に利用を促す一方で、「実施報告会やシンポジウム等によりプログラム実施の成果を波及させる取組みを行っているか」という評価の観点と統合して審査・評価するなど、同様の効果をもたらさうる代替や複合的な案を利用可能とする柔軟な対応を検討することが望ましい。

また、留学プログラムの継続発展のためには、新入生への効果的な広報実践や、国内学生のプログラムへの取り込み（過去に派遣留学経験のある学生やこれから留学を考える学生による受入れ留学生支援、翌年度のプログラムの企画運営など）、現地拠点や NGO の活用による独自の取組みなど、大学の国際化、さらなる派遣留学の動機付けおよび派遣留学後の教育効果持続につながる実践が多数考えられる。このような取組みについても、積極的に評価の対象とすることを検討したい。

②大学等が記載する報告書様式の改善

本制度への申請時に大学等が計画書に記載している内容が確実に履行されているか正確に評価するためには、以下のようなプログラム実施報告書の見直しを検討することが望まれる。

- ・チェックリストの提出
- ・評価・分析（フォローアップ）関連項目において、参加者に行ったアンケートや作成されたプログラム成果報告書の提出

また、プログラム実施報告書の評価は各学校の自己評価によっているため、「達成した」「概ね達成した」「達成できなかった」の基準には回答者により大きな幅が認められる。項目によっては各学校に対し達成度の基準を示すことで、より明確な評価が可能になると思われる。

③支給対象学生が記載する留学状況調査票（アンケート）の改訂

プログラム終了後、支給対象学生には「支給対象者修了報告書」「留学状況調査票」の提出を求めている。そのうち留学状況調査票については、質問内容や成果検証の向上のため、評価分析で実施した追加アンケートの項目等を設問が増えすぎないように十分に精査したうえで留学状況調査票に組み込み、両者を一本化するとともに、継続的に実施しながら、よりよい効果測定へのフィードバックを行っていきたい。

④評価・分析（フォローアップ）調査の義務化

補助金の適切な利用を促すことや、支援結果を明確に残し今後の効果測定にも活用するため、実績報告書の記載内容の精査・充実とともに、成果報告の義務化や活動事例の収集・発信を義務化し、未実施の場合は、ペナルティ（次年度採択件数の減等）を課すことは従来から求められていた。このことに基づき、平成 27 年度採択においては、報告書未提出校が実施するプログラムの採択に当たって、割当人数・人月数に一定率のペナルティを課す対応を実施した。

補助金を利用した制度の適正な運営のためには、引き続き、必要な措置を実施することが求められる。

6. おわりに

本調査報告書は留学生交流支援制度および海外留学支援制度に対し、同制度「評価分析委員会」が主体となり、2年間にわたってその成果検証を目的とした調査を行い、分析結果をとりまとめたものである。

本調査では、追加アンケート調査および訪問調査での聞き取りを通じて、留学生交流支援制度および海外留学支援制度により支援を受けた大学等および学生が、本制度を高く評価していることが確認できた。

また、追加アンケート調査結果の詳細な分析や大学等の優れた実践事例を通じて、留学期間やプログラムの内容等のプログラムの属性や、出身国や学年等の支援対象者の属性の、それぞれの幅広さを超えて、高い教育的効果をもたらすことのできる制度であることが実証できた。

以上の調査報告により、文部科学省行政事業レビューにおいて「抜本的改善」を求められた本制度が、制度の改善を経て高い評価を得ており、教育的効果も認められるものとして機能していることを総合的に示すことができたと考える。

一方で、平成25年度調査および26年度調査における「論考」のまとめや、「5. 海外留学支援制度への提言」にて指摘したとおり、本制度の内容および評価分析の方法には今後さらなる向上が望ましい項目が存在する。

短期留学のための奨学金制度は昭和47年に誕生して以来、社会が求める人材像の変化や国際的な留学生交流の趨勢などに伴い、多くの変遷を経て今日に至っており、今後も姿を変える必要が生じる可能性がある。引き続き本制度の質を高め、利用者、関係者のみならず国民からより高い評価を得られるよう、効果的な制度の実施に取り組むことを期待したい。